

平成20年12月19日

各 位

会社名 株式会社シャルレ
代表者名 代表執行役社長 岡本 雅文
(コード番号 9885 大証第二部)
問合せ先 管理本部長 田中 成和
TEL (078) 792-7431

大阪証券取引所への「改善報告書」の提出について

当社は、マネジメント・バイアウト（MBO）の一環として実施される当社普通株式に対する公開買付けに関する平成20年9月19日付のプレスリリース「当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」の開示内容について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第23条第1項の規定に基づき、大阪証券取引所から「改善報告書」の提出を求められておりましたが、本日、別添のとおり「改善報告書」を提出し、受理されましたのでお知らせいたします。

株主、投資家及び市場関係者の皆様に大変なご心配、ご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

別添書類：改善報告書

以 上

改善報告書

平成 20 年 12 月 19 日

株式会社大阪証券取引所
取締役社長 米田道生 殿

株式会社 シャルレ
代表執行役社長 岡本 雅文



この度の当社普通株式に対する公開買付けについての意見表明に関して、平成 20 年 9 月 19 日付のプレスリリース「当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」を開示していましたが、当社の代表執行役社長であった林勝哉の利益相反行為等の事実があったにもかかわらず、その旨を記載せず、かえってそのような事実関係がないことを前提とした記載となっております。

この点に関して、上場有価証券の発行者の適時開示等に関する規則第 23 条第 3 項の規定に基づき、その経緯及び改善措置を記載した改善報告書を提出いたしました。提出した同報告書に記載した改善措置の内容が明らかに不十分であったため、ここに再々提出いたします。

記

第 1 経緯

1 改善報告書提出までの事実関係の発覚・調査等の経緯

当社では、当社の取締役兼代表執行役社長であった林勝哉による MBO（以下「本件 MBO」といいます。）の一環として有限会社サザンイーグル及び有限会社オットーによる当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が行われることとなり、平成 20 年 9 月 19 日付のプレスリリース「当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「本リリース」といいます。）において、本公開買付けにつき、賛同の意見を表明いたしました。以下の経緯で、利益相反があったことを指摘する内部通報がなされたことにより、コンプライアンス担当であり本件 MBO の担当の執行役（以下「本件 MBO 担当執行役」といいます。）が設置を決定し、取締役会が承認した第三者委員会（北浜法律事務所）の調査や、その後の当社独自の社内調査の結果より、後述の 2 に記載の事実関係が発覚いたしました。この点の経緯を以下詳述いたします。

(1) 当社普通株式に係る公開買付けの実施及びこれに対する賛同意見の表明

当社では、本件 MBO の一環として本公開買付けが行われることとなり、平成 20 年 9 月 19 日付の本リリースにおいて、本公開買付けにつき、賛同の意見を表明いたしました。

本リリースにおいて、当社は、後述する事情があるにもかかわらず、以下のような記載をし、不適正な内容の開示を行っておりました。

- ①「(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」として、「取締役兼代表執行役である林勝哉は、公開買付者らの発行済株式の 100%を実質的に保有する Tomorrow に対し、ハヤテ・ピークルを通じて出資を行うことが予定されているため、意思決定の公正性を担保するため、当社の取締役会における本取引に関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。」
- ②「当社取締役会は、平成 20 年 6 月より、本取引に法的論点に関する説明を弁護士法人大江橋法律事務所から受けております」

(2) 第三者委員会の調査結果

上記のとおり、当社は、本公開買付けに関し、賛同の意見を表明しておりましたが、当該意見表明を決議するに至るまでの手続経過等に関して利益相反がある旨の内部通報等がなされたことを踏まえ、渡辺徹弁護士（北浜法律事務所・外国法共同事業）を委員長とする外部の独立した第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置することをコンプライアンス担当であった本件 MBO 担当執行役が決定し、平成 20 年 10 月 26 日開催の取締役会において、正式に承認した上で、上記手続経過等の事実関係の調査及びその評価を依頼しておりました。

そして、第三者委員会の調査結果において、以下①及び②の事実が認められました。

- ①創業家一族のアドバイザーであるハヤテインベストメント株式会社（以下「ハヤテ」といいます。）が、当社社外取締役らによる 8 月 31 日の取締役会で決議された利益計画（以下「8 月 31 日付計画」といいます。）の検討過程に関与・アドバイスを行っていた事実
- ②法律事務所より本公開買付けに関する法律意見書のドラフト（以下「意見書ドラフト」といいます。）を受領していたものの、「株式の算定価格を低くする目的で利益計画を作成したと判断される可能性が十分ある」とする法律事務所の意見は容認できないと考え、意見書の正本を受領しなかった事実

第三者委員会からは、当社が本公開買付けに賛同することを決定した根拠のひとつとなった株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の承認に関して、その「意思決定過

程における透明性・公正性に問題があり」、「本件取引において本件社外取締役らの利益相反行為があったと断定することはできないが、他方、利益相反行為があったという合理的疑念を払拭することもできない」との調査結果を受けました。

(3) 意見留保と検証委員会による検証

当社は、上記第三者委員会の調査結果を真摯に受け止め、平成20年11月7日開催の取締役会において、本公開買付けについての賛同の意見を一旦、撤回して、意見の再表明までの間、意見を留保することとし、あらためて、意思決定過程における透明性・公正性を最大限確保して、株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の再検証を行うことといたしました。そして、この結果を踏まえて平成20年11月19日を目処として本公開買付けについての意見の再表明を行うことといたしました。

そこで、当社は、本公開買付けに際して当社が株式価値算定を行う際の基礎数値である利益計画の再検証を行うために、佐藤明夫弁護士（佐藤総合法律事務所）を委員長とする外部の独立した検証委員会（以下「検証委員会」といいます。）を設置しました。

そして、当社の平成20年9月19日付の本公開買付けに関する意見表明の前提として、当社が株式価値算定を依頼した株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）は、当社が提出した8月31日付計画と、9月13日に作成され9月14日の取締役会で決議された利益計画（以下「9月13日付計画」といいます。）の2つの計画値を基礎数値としており、第三者委員会による調査結果においては、8月31日付計画の作成プロセスに関する問題点についてのご指摘を受けたことから、検証委員会に対しては、KPMG FASによる算定において基礎数値となった8月31日付計画及び9月13日付計画の内容についての検証を依頼しました。

そして、平成20年11月18日、検証委員会より報告書を受領し、「本利益計画は、ダウンケースである8月31日計画、アップケースである9月13日計画のいずれについても、不合理であるとはいえないと判断する」との結論を頂きました。

(4) 改善報告書の徴求

平成20年11月18日、上記(2)の①及び②記載の事実関係が存在することからすれば、本リリースにおける上記(1)の開示内容は、本件MBOにおける公正性担保措置等という投資判断上、重要な事項について投資者に誤解を生じさせるものであり、当社の適時開示体制の重大な不備に起因する不適正な開示等であり、当社の開示体制に改善の必要性が高いものと認められるとの理由で、改善報告書の提出を求められました。

(5) 当社独自の社内調査による社内調査結果

平成 20 年 11 月 18 日から平成 20 年 11 月 28 日までの当社の社外取締役ら、執行役（岡本雅文及び橋本欣也）及び三井法律事務所による社内調査の結果、本公開買付けに関する意見表明に関する検討過程において、「第 1 - 2 - (1)」に含まれる事実関係・経緯（当社の意見表明の過程における林勝哉の関与）が存在することが明らかとなりました。

(6) 再度の意見表明

当社は、上記(2)の第三者委員会による調査結果や上記(5)の社内調査によって判明した事実を勘案した結果、平成 20 年 12 月 2 日開催の取締役会において、当初の本公開買付けについての当社の意見表明に至るプロセスには重大な利益相反行為が介在しているため、検証委員会による検証結果等を踏まえても、最終的な結論として本公開買付けについて賛同することができないとの結論に至りました。

2 第三者委員会の調査結果及び当社社内調査により判明した事実関係及び経緯等の詳細

(1) 林勝哉及びハヤテが、社外取締役らによる利益計画の検討過程に関与・アドバイスを行っていたことに関する事実関係・経緯等

上記の第三者委員会による調査や当社の独自の社内調査の結果、林勝哉及びハヤテが本公開買付け及び本件 MBO を成功させる目的で、当社社外取締役らが本公開買付けについて意見表明を行う前提となった KPMG FAS による当社の株式価値評価額を低く抑えるために、KPMG FAS による株式価値評価の前提となる利益計画の検討過程等において、以下のような不適切な関与をしていたことが明らかとなっております。

① 7 月 22 日付計画作成の経緯

当社は、平成 20 年 4 月 15 日開催の取締役会において、今後の新規プロジェクト等を含む目標値として利益計画（以下「4 月 15 日付計画」といいます。）を作成しましたが、その内容についてモルガン・スタンレーグループであるモルガン・スタンレー・キャピタル株式会社（以下「MSC」といいます。）に送付し、MSC から数値の誤り等多数の指摘を受けていました。なお、当社は、これらの数値の誤り等を訂正した計画を作成しておりましたが、このうち 5 月 28 日付の計画については、MSC を通じて、本取引の貸付人候補者に対して提出されておりました。

そして、第一四半期の業績が予想以上に低迷したため、当該業績やプロジェクトの進

捗を踏まえた形で従前の計画をアップデートして7月11日付の利益計画（以下「7月11日付計画」といいます。）を作成しました。

しかしながら、従前の計画から、突然、数値が下振れしたため、当社は、MSCから、何故このように数値が大きく変動しているのかとの指摘や数値の誤りについての指摘を受けたので、それまでもMSCから多数の数値の誤り等の指摘を受けて、誤りを訂正していた経緯もあったことから、林勝哉及び本件MBO担当執行役は、再度利益計画について検討し、その数値の下振れの度合いを緩和する形で、7月22日付計画を作成しました。そして、当社は、7月22日付計画をMSCに送付し、7月22日付計画は、MSCを通じて、株式会社三菱東京UFJ銀行に提出されておりました。

なお、上記のとおり、7月11日付計画及び7月22日付計画は、第一四半期の業績が低迷したために単にそれを4月15日付計画に反映させることを目的として作成したものであり、KPMG FASへ提出することを直接の目的として作成したものではありませんが、既にKPMG FASに株価算定の依頼をしていたこともあり、KPMG FASによる株価算定の基礎資料となるということは認識しておりました。そして、この7月11日付計画及び7月22日付計画は、上記のとおり、取締役会の承認を得ておらず、また性質としても、実現可能性を考慮していない目標値にすぎないものにもかかわらず、林勝哉の了承のもと、KPMG FASに提出されました。また、7月22日付計画は後述するとおり客観的にみて実現可能性についての検討が行われていないものではありませんでしたが、林勝哉は、当時、その点について特に意識しておりませんでした。

② 株式価値算定の速報の報告等

当社は、7月22日付計画をKPMG FASに提出し、7月30日付でKPMG FASによる算定結果の速報値を受領しました。

その後、林勝哉はハヤテのアドバイスを受けて、8月3日から8月12日にかけて、低い公開買付け価格に賛同した場合の法的リスクなどについて社外取締役の説明すべきであると主張する本件MBO担当執行役に対して、リスクを過大に評価した説明をすべきでない旨の指示を行い、また、社外取締役らに対する本件に関する最初の説明の場にハヤテが同席することについて反対する本件MBO担当執行役に対して、KPMG FASによる算定結果の速報値を基に社内の者のみで議論しては、本公開買付けに賛同する方向での議論にならないとしてハヤテを出席させるよう指示しました。この点、リスクを過大評価した説明をすべきでない旨の指示を行い、ハヤテの同席を求めることについては、そのことのみを見れば、直ちに不適切とまでは、いえないものの、本件全体を通じてみれば、林勝哉及びハヤテが、当社にとにかく賛同をさせるために行っていたものと考えられることから利益相反行為の一環として不適切なものでした。

そして、平成20年8月12日に、まず、取締役5名、執行役3名、ハヤテのほか到大

江橋法律事務所の弁護士3名が出席した役員ミーティングが行われました。この場では、大江橋法律事務所より、スクイズアウトにおける株主からの提訴の可能性等 MBO に関連する一般的な法的リスクと最近の裁判例の説明が行われました。

そして、その会議が終わった後、取締役5名、執行役3名、MSC、ハヤテが出席して協議が行われ、この席で、KPMG FAS による算定結果の速報値が本件 MBO 担当執行役から、買付者側が依頼したアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EYTAS」といいます。）による算定結果の速報値が MSC から、それぞれ示されましたが、これらの速報値においては、特に DCF 法により算定された当社の株式価値の価格範囲において重なりが生じていませんでした。そしてこの理由が、当社の事業の見通しに関する見解の相違によるものであり、客観的な事実として上記 KPMG FAS による速報値の算定基礎とされた7月22日付計画は実現可能性を考慮していない目標値にすぎないものであったため、MSC から、当社の過去の業績の推移や利益計画の変遷などに照らして、7月22日付計画の見通しについて疑問がある旨を買付者側から指摘を受け、社外取締役らからも利益計画の見通しについて疑問が提示されました。

そこで、かかる協議の結果を踏まえた林勝哉の依頼に基づき、本件 MBO 担当執行役が7月22日付計画を修正して複数の利益計画を作成し、その都度、KPMG FAS に送付しましたが、これらの利益計画を基礎とした算定結果でも、DCF 法により試算された当社の株式価値の価格範囲について、EYTAS による算定結果との間に乖離がみられました。

なお、これらの一連の利益計画のほとんどは、その作成の都度、MSC に送付し、MSC からは、当該利益計画に関して内容の確認や質問などを受けておりました。これらの確認や質問の具体的な内容としては、提出された利益計画の数値の誤りや数値の実現可能性についての指摘でした。また、上記の林勝哉の依頼に基づき、本件 MBO 担当執行役が7月22日付計画を修正して作成した複数の利益計画に関しては、上記8月12日の会議において議論された7月22日付計画の見通しに関わる論点について複数指摘を受けており、これらの指摘は、7月22日付計画について株式価値算定の算定結果を引き下げる内容でした。これらの指摘を受けること自体が、直ちに不適切とまではいえないものの、本公開買付けの株式価値算定の前提となる利益計画についてのものであったことから、慎重な対応をすべきであったものと考えます。

その後、8月27日に開催された社外取締役らが参加した会議（出席者：林勝哉、社外取締役2名、執行役3名）において、本件 MBO 担当執行役から、社外取締役らに対して、7月22日付計画を修正した利益計画でも DCF 法により試算された当社の株式価値の価格範囲に重なりはあったものの、価格範囲の幅が大きく異なっている旨が報告されました。この報告を聞いて、社外取締役らは、KPMG FAS と EYTAS は、いずれも株式価値算定の専門家であるにもかかわらず、同じ会社の株式価値を算定して、算定結果が大きく異なることについて疑問を呈していました。

そして、社外取締役らは、8月27日以前は、自らが主体的に、本公開買付けについての意見表明に関する意思決定を行う必要があることを認識していませんでしたが、この会議の席で、そのことを認識しました。したがって、8月12日での協議の席における利益計画の見通しについての疑問提示なども社外取締役らの意識の中では、第三者的立場からのコメントのようなものに過ぎないものでした。この点については、MBOにおける意見表明を行う社外取締役としての認識が不十分でありました。

③ 社外取締役らによる実現可能性の検討と株式価値算定のための利益計画

ア 8月31日付計画作成までの経緯

上記の認識を有するようになって、社外取締役らは、初めて主体的な検討を開始し、KPMG FAS に対して提出された利益計画が、いずれも、その作成についても、KPMG FAS への送付についても、社外取締役らが直接、関知しないところで行われていることを問題視し、社外取締役らが他の取締役の関与なく、自ら当社の執行役（本件 MBO 担当執行役、岡本雅文、橋本欣也）やプロジェクトメンバーのヒアリングを行い、7月22日付計画の基礎とされた具体的な事業戦略、内容及び実現可能性を見極め、その結果、新たに利益計画を作成するということが決定されました。

そして、社外取締役らは平成20年8月29日、上記の8月27日の決定に従ってヒアリングを行い、その結果を基に7月22日付計画の分析を行い、当該分析結果を「試算指示書」と題するペーパーにまとめて、当社において買付者側による公開買付けの検討を行っていたプロジェクトメンバーに具体的な計算作業を指示しました。

上記のヒアリングの席には、ハヤテも同席し、質問を行っておりました。ハヤテが出席した理由については、買付者側としても現場の担当者からプロジェクトの進捗等について直接、話が聞ける貴重な機会であると考えたためとのことであり、社外取締役らもハヤテの同席を問題視しませんでした。この点、ハヤテがヒアリングに出席すること自体が、直ちに利益相反となり不適切というわけではありませんが、「試算指示書」作成の前提となるヒアリングの場だったことなどを考慮すれば、買付者側が同席しないことが望ましかったと考えられ、慎重に対応すべきでした。

そして、8月31日開催の取締役会において、上記「試算指示書」に基づき作成されたものが8月31日付計画であり、これが KPMG FAS に提出されるものとして承認されました。なお、8月31日付計画については、社外取締役らは、かなりコンサバティブに見積もったものとの認識を有しておりました。

また、上記「試算指示書」の作成過程には、創業家アドバイザーであるハヤテが関与し、かつ、平成20年8月31日開催の取締役会における議案、及び、当該議案における

利益計画の承認に反対する本件 MBO 担当執行役を説得するための社外取締役らの理論武装に関してもハヤテが具体的なアドバイスを行い、また、社外取締役らはハヤテによるかかる関与及びアドバイスを受け入れておりました。これらの「関与」及び「アドバイス」の具体的な内容は、以下のとおりです。まず、「試算指示書」の作成過程におけるハヤテの関与については、社外取締役らが指示する内容を確定したのが8月30日の深夜であり、明朝までにそれを書面化する作業をハヤテに依頼してしまい、ハヤテがその書面化作業を行ったというものです。また、理論武装等に関するアドバイスについては、ベースとする貸借対照表の基準日をいつにするかという点などについてです。また、当社は認識しておりませんでした。かかるハヤテの関与及びアドバイスにあたっては、MSCが、8月29日のヒアリングに参加したハヤテから示された、社外取締役らがヒアリングの結果として策定した試算指示書のベースとなる考え方に基づく株式価値算定結果のシミュレーションをしながら、ハヤテとともに当社の本件 MBO 担当執行役などのプロジェクトメンバーに対する指示の内容及び指示の出し方を検討し、ハヤテが作成した上記「試算指示書」のドラフトをレビューし、コメントした上で、ハヤテにおいて、これを社外取締役に送付したとのことでした。

社外取締役らがハヤテの「関与」及び「アドバイス」を受け入れていたことについては、当社の株式価値算定を行う前提となる利益計画作成の過程であることから、それにより利益計画の内容が不当に歪められることがなかったとしても、買付者側の人間がかかわることについては厳に慎むべきでした。

イ 最終的な株式価値算定に用いられた利益計画

その後、KPMG FAS から、8月31日付計画と7月22日付計画の数値について極端な数値の変更があるとの理由により正式に算定書を出すことは保留したいとの連絡を受けたため、平成20年9月11日、社外取締役らはKPMG FAS と電話会議を行い、社外取締役より、7月22日付計画は、実現可能性を考慮したものではなかったため、ヒアリングを行い、実現可能性を見極めた上で8月31日付計画を作成したということを説明したところ、KPMG FAS から、理由については理解するが、8月31日付計画は7月22日付計画との乖離が大きいため、8月31日付計画だけでなく、それよりも業績が良好に推移するケースも作成して2つの利益計画をもって株式価値算定の基礎数値とすべきとの示唆を受けたため、社外取締役は、8月31日付計画を見直した新たな利益計画を作成すること、KPMG FAS に対して当該利益計画に基づいた株価算定を依頼することを決定しました。

上記の決定を踏まえ、社外取締役らは、9月12日にプロジェクトの実現可能性を再評価し、かかる再評価した結果に基づく計画値を一つ翌9月13日の取締役会で承認する旨を本件 MBO 担当執行役に伝えました。

しかしながら、本件 MBO 担当執行役は、上記指示に基づく計画値のほか、さらに追加

で二つの計画値を作成して、9月13日の取締役会に提出しました。

そこで、これらの計画値を基に、どのような数値を業績が良好に推移するケースとして承認するかについて9月13日開催の取締役会において議論がなされました。しかしながら、結局、社外取締役らが指示した計画値についても、本件 MBO 担当執行役が作成した二つの計画もそのまま採用されることはありませんでした。

そして、同取締役会での議論は、参加者が別の会議に出る必要があったことなどから時間切れとなり、結局、社外取締役らが指示した計画値も、本件 MBO 担当執行役が作成した二つの計画値も採用しないことと、参加者による議論の結果として、業績が良好に推移するケースとしては、新たな二つのケースが考えられるというところまでしか決まりませんでした。そこで、これらいずれかから、業績が良好に推移するケースを採用するという意味で社外取締役らによって二つの計画が承認されました。

しかしながら、本件 MBO 担当執行役は、社外取締役らの了承を得ずに、翌日の9月14日に、これら二つの計画を KPMG FAS に提出しました。

そして、そのことを知った社外取締役は、その直後に KPMG FAS に連絡をし、8月31日付計画が撤回された事実はないので、それらの計画での算定は待つて欲しい旨を伝えた後に、取締役会を開催し、その場で、KPMG FAS に提出する利益計画は、8月31日付計画と9月13日のうち、より業績が良好に推移するケースであるアップケース（これが上記で定義した9月13日付計画です。）とする旨が決議され、それらが算定の基礎資料として KPMG FAS に提出されました。

したがって、最終的な KPMG FAS による算定結果は、8月31日付計画及び9月13日付計画が基礎とされています。なお、8月31日付計画は、7月22日付計画と比較して、業績予測の最終年度となる平成25年3月期の営業利益の予測について、約96%減となっています。また、9月13日付計画は、7月22日付計画と比較して、平成25年3月期の営業利益の予測について、約70%減となっています。また、9月13日開催の取締役会で承認されたが、算定の基礎とならなかった計画値については、7月22日付計画と比較して、平成25年3月期の営業利益の予測について、約85%減となっています。

ウ 林勝哉のその他の利益計画作成過程における関与

また、林勝哉は、上記のほか、本公開買付け及び本件 MBO を成功させる目的で、ハヤテのアドバイスを受けて、8月21日頃から9月9日にかけて、本件 MBO 担当執行役に対して、DCF法を採用しないこと、株価倍率法で採用する類似企業については EYTAS による算定結果で採用されている類似企業を採用すること、純資産法を採用しないこと、について、KPMG FAS と交渉することを指示しております。なお、かかる林勝哉による KPMG FAS との交渉の指示については、MSC からも、一部、指示の具体的内容についての指摘などを受けておりました。そして、このうち、最終的な KPMG による算定結果においては、株価

倍率法で採用する類似企業について、一部、要望が受け入れられた結果となっております。

林勝哉のこのような指示は、当社の株式価値算定の結果を不当に押し下げようとした利益相反行為といわざるを得ず、厳に慎むべきでした。

(2) 法律事務所の意見書の正本を受領しなかった経緯等

当社は、本公開買付けに関連して、上記の事実関係とは別に、平成 20 年 9 月 5 日に、法律顧問である大江橋法律事務所から、本公開買付けに関する意見書ドラフトを受領していました。

意見書ドラフトにおいては、大要「4 月 15 日付計画は一定の合理性が認められるものであること、8 月 31 日付計画の作成時期が KPMG FAS から株式の価格算定が提示された後であること、8 月 31 日付計画に基づけば KPMG FAS から提示された算定価格が低くなるということが明らかであることからすれば、8 月 31 日付計画は、KPMG FAS の算定価格を低くする目的で作成されたものであると判断される可能性が十分あり、社外取締役らが善管注意義務違反に問われる可能性も十分に存在する。」という内容でした。

この意見書ドラフトの記載内容を知った社外取締役らは、意見書ドラフトの趣旨を大江橋法律事務所に確認した際に、7 月 22 日付計画の位置づけ、すなわち、同計画が実現可能性を考慮していない目標値にすぎないものであるという点、意見表明を行うべき社外取締役の承認なしに作成され、また、KPMG FAS に提出されていることから、7 月 22 日付計画は、正式に認められた株式価値算定のための利益計画ではないという点、及び 8 月 31 日付計画はヒアリングを行い実現可能性を検討した上で作成されたものであり、株式価値算定を行うための正式な利益計画であるという点を説明しましたが、大江橋法律事務所からは、7 月 22 日付計画が当時の代表執行役社長であった林勝哉の了解の下で作成・提出されたものであり、一定の合理性が認められることなどからすれば、当社が恣意的に株価を下げようとしている様に第三者からみられる可能性があるとの見解が示され、社外取締役らの説明内容について十分な理解を得られなかったことから法律意見書の正本は不要である旨を回答しました。

上記の指摘を受けていた以上、社外取締役らとしては、真摯に検討し、大江橋法律事務所とさらなる協議を行う等の対応を行うべきでした。

3 第三者委員会の調査結果及び当社社内調査により判明した事実関係及び経緯等が本リリースに記載されなかった経緯

(1) 本リリースに上記「第1-2-(1)」の事実が記載されなかった経緯等

当社は、本リリースにおいて、「(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」として、「取締役兼代表執行役である林勝哉は、公開買付者らの発行済株式の100%を実質的に保有するTomorrowに対し、ハヤテ・ビークルを通じて出資を行うことが予定されているため、意思決定の公正性を担保するため、当社の取締役会における本取引に関連する審議及び議決には、特別利害関係人として参加しておりません。」と記載しておりました。

これは、当社の本公開買付けについての当初の意見表明について決議を行う取締役会という会議体における審議及び決議については、林勝哉が特別利害関係人として加わっていないことを記載する趣旨でした。

しかしながら、実際には、「第1-2-(1)」のとおり、本公開買付けに関する意見表明の過程で、本公開買付けないし本件MBOを成功させる目的で、林勝哉またはハヤテが不適切な関与を行っていることが明らかとなっております。

これらの事実関係については、林勝哉及びハヤテの関与の具体的内容からしても十分に事実関係を確認・調査の上で本リリースに記載すべきでした。

(2) 本リリースに上記「第1-2-(2)」の事実が記載されなかった経緯

本リリースにおいては、上記「第1-2-(2)」の事実関係について記載することなく、「当社取締役会は、平成20年6月より、本取引に法的論点に関する説明を弁護士法人大江橋法律事務所から受けております」と記載しておりました。

これは、公開買付けに関する意見表明のリリースについて、ドラフトベースで大江橋法律事務所からの見解を示されてはいたものの、法律意見書の正本を受領していなかったことから正式な法律事務所のアドバイスを受けていないという解釈の下、記載していなかったものでしたが、このようなアドバイスをドラフトベースであっても受けていた以上記載すべきでした。

第2 不適正な開示の発生原因ないし問題点

本リリースの内容は、上記「第1-2」に記載の事実関係・経緯を踏まえたものにしななければならなかったと考えられるにもかかわらず、そのような記載にならなかった原因は以下のとおりです。なお、今回の原因ないし問題点は、単に開示文書における記載上の問題のみならず、開示すべき事実関係における当社経営陣の行動の中にもありました。

1 「オーナー経営」の弊害の問題

上記のとおり、本公開買付けのプロセスの中で、創業者一族であり取締役兼代表執行役社長であった林勝哉及びハヤテが本公開買付けないし本件 MBO を成功させる目的で著しく不適切な関与を行っていました。

林勝哉自身が、当たり前のようにアドバイザーであるハヤテのアドバイスをそのまま素直に受け入れ本件 MBO 担当執行役に指示をしておりました。それが結果的に、経営上の重要な意思決定に買付者側の事情を無意識のうちに加味し、最終的な判断をゆがめてしまうことになりました。

これは、林勝哉が創業者一族であり、かつ大株主であるとしても、取締役兼代表執行役社長として多くの一般株主の負託を受けているという自覚に欠けていたといわざるをえず、いわゆる「オーナー経営」における弊害の最たるものが顕在化したことが本件での最大の問題点でありました。

2 経営トップのコンプライアンス意識の欠如

上記「第1-2-(1)」記載の林勝哉の関与は、代表執行役社長の利益相反行為であると言え、会社法の観点からも厳に慎むべきであり、また、社外取締役も、接触については細心の注意を払うべき買付者側であるハヤテの関与・助言を受け入れておりました。さらに、法律事務所から法律意見書のドラフトの形で、善管注意義務違反の可能性を指摘されていたにもかかわらず、本リリースに当該指摘事項を記載するに至りませんでした。

このようなことから、企業のコンプライアンスの姿勢を経営トップとして徹底させていく立場にある、代表執行役社長及び他の取締役が、その意識が甘く、そして不十分でありました。

また、これらのことからすれば、経営陣に、適正なコーポレート・ガバナンスの実現という観点が欠如していました。

3 組織体制上の問題（コーポレート・ガバナンスの問題）

(1) 取締役会のチェック機能不全

当社の代表執行役社長の行動が大きな問題であり、本来であればそのような代表執行役社長の行動を監視して、戒めるべき立場にあるのが取締役会の重要な役割であったにもかかわらず、そのような代表執行役社長の行動を十分に把握できておらず、取締役会が十分

に機能していませんでした。

また、社外取締役として、本件のように利益相反が問題となる事案の対処について軽率でありました。

(2) 社外取締役の機能不全

上記(1)と関連して、当社は、委員会設置会社であることから、社外取締役の役割が重要でありましたが、さらに本件では、利益相反の防止の観点からも特に社外取締役の役割が重要であったところ、代表執行役社長の行動を律して、適正に行動するどころか、本来距離をおくべき、買付者側であるハヤテからの関与・アドバイスを受け入れていました。

これは社外取締役のコンプライアンス意識の問題であるとともに、社外取締役の牽制機能を果たす体制を築かなかったことも問題でありました。

また、本件は、MBOの事案であり、構造的に利益相反の問題が生じるため、社外取締役による主体的かつ積極的な行動が求められる場面であったにもかかわらず、組織として、それをサポートする体制が十分ではありませんでした。

4 監視活動の問題（監査委員会・内部監査部）

当社は、委員会設置会社であり、業務執行に関する監視は、監査委員会が実施することになっており、監査委員会をサポートする部署として内部監査部が設置されておりますが、「第1-2-(1)」に記載する事実関係について、適時に把握することができておらず、十分な監視活動ができておりませんでした。

したがって、業務執行等に関する監視を従来以上に強化する必要があるものと考えております。

5 適時開示体制の問題

上記「第1-2」の事実関係が存在する以上、本リリースには、本公開買付けに関するプロセスにおける林勝哉ないしハヤテの関与や法律意見書の正本を受領しなかった経緯について、適時開示すべき事項でしたが、本リリース公表当時にそれができておりませんでした。

これは、当社が適時開示に関する詳細なルールを作っておらず、適時開示のための判断を誤らないための指針がなかったことが原因の一つであるものと考えます。

また、本件の開示に関与した者が、株主、投資家、市場関係者に対する適切な情報の提供という観点から適時開示が如何に重要であるかということの認識が不十分であったことが大きな原因でありました。

第3 改善措置

1 「オーナー経営」の弊害の改善（新経営体制の確立）

上記の「第2」の不適正な開示の発生原因ないし問題点で指摘したとおり、今回の不適正な開示における根本的な原因は、創業者一族である林勝哉が代表執行役社長の権限を利用して、本公開買付けのプロセスに不適正な関与を行っていたことに顕著に現れている「オーナー経営」の弊害にあると考えます。

当社では、このような問題点を克服するためには、経営陣自らが襟を正し、統制環境を再構築し、コーポレート・ガバナンスを強化するためにも、資本と経営の分離を実現する抜本的な経営体制の刷新を行う必要があるものと判断し以下のとおりの施策を実施してまいります。

（1）創業者一族の退任

上記のと通りの「オーナー経営」の弊害を完全に断ち切るため、また、本件で不適切な行動をとった当事者として、最も重い責任を負うべき取締役兼代表執行役社長林勝哉は本件の責任を真摯に受け止める必要があるものと判断し、当社取締役会は、平成20年12月2日付で林勝哉につき、代表執行役社長の地位を解任いたしました。

また、林勝哉は、平成20年12月末日をもって取締役を辞任する予定です。

また、創業者一族である取締役林宏子は、本件における「オーナー経営」の問題点を重く受け止め、平成20年12月末日をもって取締役を辞任する予定です。

なお、上記の取締役会においては、解任決議に先立ち、今後の取締役会の議長を、社外取締役である林達三が務めることを決議しており、取締役会の運営面においても「オーナー経営」の弊害を克服するための対応を行っております。

（2）社外取締役の辞任

社外取締役については、本件MBOに関して、代表執行役社長であった林勝哉を監視の上、

不適切な関与を未然に防ぐべき義務があったにもかかわらず、そのような監視義務を十分に果たしておりませんでした。

また、社外取締役は、上記「第1-2-(1)-③-ア」のとおり、ハヤテの関与を受け入れていたという事実もありました。

このような事態を重く受け止め、経営責任を明確にし、当社の経営を立て直すため、3名の社外取締役は、当社が委員会設置会社であることも考慮し、後任の取締役候補者が株主総会で選任された時点をもって辞任することといたしました。

つきましては、後任の取締役候補者を速やかに選定し、平成21年4月末ころまでを目途に臨時株主総会を開催し、取締役選任議案を決議できるよう努めてまいります。

(3) 新経営体制

① 新代表執行役

上記(1)のとおり、林勝哉を解任したことを受け、平成20年12月2日付で、当社では新たな代表執行役社長として、執行役である岡本雅文を、また、代表執行役副社長として同じく執行役である橋本欣也を選定いたしました。

なお、当社の執行役は、それぞれが、個別に担当の業務を有しており、各担当業務については、それぞれが責任をもってあたっており、自己の担当業務以外の業務については、基本的に詳細を把握しているわけではありませんでした。

そして、岡本雅文及び橋本欣也につきましては、上記「第1」に記載の過程の中で、取締役会等の会議の場に参加し、当社の現状を踏まえた意見を求められた際に発言しておりましたが、本件 MBO の担当者ではなく、その進捗状況の詳細を把握していたわけではなかったことから、その場での議論を聞いていたのみでは、林勝哉の利益相反の意図があるという認識に至りませんでした。また、林勝哉と本件 MBO 担当執行役との間でのやりとりのうち、林勝哉がハヤテのアドバイスを受けて、8月3日から8月12日にかけて、社外取締役らに対する本件に関する最初の説明の場(8月12日の役員ミーティング)にハヤテが同席することについて反対する本件 MBO 担当執行役に対して、KPMG FAS による算定結果の速報値を基に社内の者のみで議論しては、本公開買付けに賛同する方向での議論にならないとしてハヤテを出席させるよう指示していたこと自体は把握しておりましたが、その当時事情の詳細を把握していなかったことに加え、本件 MBO の担当であり、かつ8月12日の役員ミーティングの招集および進行役でもあった本件 MBO 担当執行役がその場で特にハヤテの同席に対して異議もとなえなかったことから、そのことのみをもって問題のあることとの認識には至っておりませんでした。

岡本雅文及び橋本欣也につきましては、以上に加え、7月22日付計画までの利益計画

作成までの間に、担当業務に関連する計画数値のアップデートの状況について報告・連絡を受け、担当業務に関連する計画数値についての見解を述べていたことや、本件 MBO に関する進捗状況等についての報告をうけていたことのほかには、本件 MBO には、関与していませんでした。

岡本雅文及び橋本欣也については、⑦社内をまとめる指導力を有していること、⑧古い体質打破の為の革新的ビジネスの遂行力を有していること、⑨代理店ビジネスに関する経験・知識を有し、また、外部との交渉能力が高いことなどの業務執行を行う上での能力・適性を兼ね備えていることなどの当社の経営者として必要とされる資質を有していることに加えて、⑩「第1-1-(2)」の内部通報が行われて以降の第三者委員会、検証委員会並びにその後の当社の本公開買付けに関する手続に関して、創業者一族の意向にとらわれることなく、客観的な視点を持ち、少数株主の利益保護の観点を意識して、公正に業務をこなしていたことなどに鑑み、今後も少数株主を害するような創業者一族の意向には左右されることなく適切に業務執行を行えることなどを評価し、現在の当社の状況を乗り越え株主の皆様からの信用回復、企業価値向上を実現できるものと判断して取締役会は代表執行役に選定いたしました。

なお、当社は、社外取締役ら 3 名で検討した結果、上記新社長及び新副社長を指名したものであり、上記 2 名の指名に関して、林勝哉及び林宏子の関与はありません。また、上記 2 名は、「オーナー経営」の弊害を完全に断ち切ることが自らに課せられた任務であることを重く受け止めて、就任を承諾しております。

上記の新代表執行役の下、「オーナー経営」の弊害を克服するために最善を尽くしてまいります。

② 新任取締役

また、上記(2)のとおり、取締役全員が退任することとなるため、速やかに新たな取締役候補者を選定する予定です。

取締役候補者については、当社指名委員会が執行役等当社の執行サイドの意見等もふまえた上で、選定し、後述するガバナンス監視委員会に取締役候補者として諮問した上で、最終的に決定いたします。

この取締役候補者の選定は、現状では、以下のような方向性で行うことを検討しております。

➤ 本件では、上記「第2-3」のとおり、取締役会が機能していなかったことが問題

点として挙げられることのほか、利益相反という法的な問題も発生していたことから、弁護士その他法律問題に強い実績のある方を社外取締役候補者に含める予定です。なお社外取締役候補者の選定にあたっては、日本取締役協会の独立取締役コードなどを参考に候補者の独立性を十分確保することに留意いたします。

- ▶ 社内事情に精通した人間により、円滑な経営の実施、業務執行の監視をより強く行う目的で、社内人間であり、かつ創業者一族ではなく、かつ本件で問題となった利益相反行為に関与していない者を取締役候補者に含める予定です。

③ 指名委員会の強化

現在当社の指名委員会は、社外取締役のみで構成されておりますが、今後、「オーナー経営」の弊害が再度問題となることがないように、今後も、指名委員会を社外取締役のみで構成することとし、適切な取締役候補の選定を担保します。

(4) ガバナンス監視委員会

上記(1)のとおり、創業者一族である林勝哉及び林宏子は本年12月末をもって取締役を退任する予定ですが、依然として創業者一族が当社の大株主である状況にあります。

また、創業家アドバイザーであるハヤテのアドバイスを受け入れていた現任の社外取締役らについては、辞任の予定ですが、新任の取締役が選任されるまでは留任する予定となっております。

そこで、「オーナー経営」の弊害が今後も続くことがないように、当社取締役会及び執行役の業務執行の状況を監視し、かつ、当社が創業者一族の意向に左右されることなく、少数株主の利益にも配慮した経営を適正なコーポレート・ガバナンスが構築されるかどうかにつき、監視・助言する目的で、ガバナンス監視委員会を設置する予定です。

ガバナンス監視委員会の役割は、大要以下のような事項となります。

- ▶ 本件のような事態の再発を防止すべく、新たな取締役が選任されるまでの間、今後の改善措置の実施状況の監視を行い、また、当社取締役会や執行役の職務執行において、創業者一族の影響を受け、また創業者一族の意向に沿うため、他の一般株主の利益を害するような不当な経営が行われないかどうかを監視すること(新任取締役選任後については、その時点でのガバナンス監視委員会の「オーナー経営」の弊害についての改善状況に関するご見解を踏まえて決定します。)
- ▶ 当社が選定する取締役候補者、執行役候補者が、創業者一族の意向にとらわれることのない経営上の判断を出来るに十分なる独立性を有した者であるかどうかチェックすること(なお、現任の代表執行役である岡本雅文及び橋本欣也についても、かかるチェックの対象に含まれます。)

➤ 当社の現状等をふまえ、当社にとって最適な機関設計について提言すること。

ガバナンス監視委員会の人選につきましては、本件の問題点に鑑み、コーポレート・ガバナンスに造詣の深い、外部の独立した有識者（弁護士等）から選任する予定です。また、本件の利益相反行為に関与していない者が人選を行うものとします。

ガバナンス監視委員会の設置は平成20年1月末日ころまでを目途とし、ガバナンス監視委員会の設置後、速やかに、現任の代表執行役である岡本雅文及び橋本欣也について、創業者一族の意向にとらわれることのない経営上の判断を出来るに十分なる独立性を有した者であるかどうかのチェックから行っていただくことといたします。

2 経営トップのコンプライアンス意識等の欠如の改善

「第2」で指摘したとおり、本件における問題点には、代表執行役社長であった林勝哉、そして当社経営陣のコンプライアンスに対する意識の甘さ、不十分さ、及び、適切なコーポレート・ガバナンスの実現の観点の欠如があるといえます。上記1のとおり、現経営陣から新経営陣へと経営体制は変更しておりますが、今後このような状況が起きることを未然に防ぐために、当社では、今後、経営陣（取締役・執行役）を対象として、定期的に外部の専門家を招いて、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンスの教育を実施し、経営トップの意識改革を図ってまいります。

また、定期的に外部で行われるコンプライアンス、コーポレート・ガバナンスに関するセミナー等にも参加させます。

これにより、どのような場合でも相互牽制・監視を行っていく姿勢を養い、経営に緊張感をもたらすことができるものと考えます。

なお、上記のコンプライアンス教育等への参加状況につき、内部監査部がチェックを行うものとします。

3 組織体制上の問題（コーポレート・ガバナンスの問題）の改善

（1）取締役会の機能不全についての改善

本件では、取締役会が代表執行役の業務の監視を十分に行えていなかったことが大きな問題点といえます。

そこで、下記4に記載するように内部監査部との連携を深め、また、他部署からも積極的に業務の報告を求め情報の収集を図るとともに、執行役からの業務執行状況の報告の頻度を四半期に一度から定時取締役会の開催ごととする取扱に変更します。

取締役会の機能強化、コンプライアンス重視という趣旨も含め、上記「第3-1-(3)-②」のとおりの新任取締役候補の選定を検討してまいります。

なお、上記「第3-1-(1)」でも記載したとおり、今後の取締役会の運営においては、議長を社外取締役が務めることとし、取締役会の運営の適正性を担保いたします。

(2) 社外取締役の機能不全についての改善

今回の問題点として、社外取締役らへのサポート体制が十分に構築されていなかったことが挙げられます。この点、社外取締役のサポート体制としては、担当執行役が、適宜 eメール等を利用して情報伝達を行うとともに、常に情報の共有化を図る等の対応をしておりましたが、本件のように、社外取締役が社内取締役とは独立して取締役としての職務を執行する場合等には、十分ではありませんでした。

そこで、社外取締役は、下記4の監査委員会の事務局としての内部監査部のほかに、必要に応じて適宜、自己の職務をサポートする使用人を社内の各部署の適任者から任命することができる体制にする予定であり、また、これにより、任命された社員については、社外取締役からの指示に関しては、社内取締役、執行役等他の指揮命令を受けないようにいたします。

上記にあわせ、関連する社内規程の整備も行います。

4 監視活動の強化（監査委員会・内部監査部の強化）

本件では、「第1-2-(1)」のような本公開買付けにおける利益相反行為が問題となっていたところ、このような行為について、取締役会並びに監査委員会及び内部監査部が十分に監視しきれていない状況にありました。

そこで、取締役会の過半数が社外取締役から構成され、監査委員会も社外取締役から構成されていることを考慮し、迅速かつ実効的な監視活動ができるよう、監査委員会の事務局としての内部監査部には、執行役等の業務執行状況も監視の対象とすべく、その権限・義務を拡充いたします。

具体的には、本件のように経営陣のコンプライアンス等が特に問題となる案件に関しては、必ず、担当者（取締役・執行役・取締役会事務局）から報告を求め、また、関連する資料の提出を求めることとし、またこれらを内部監査部の権限とします。さらに、取締役会、委員会等の会議には、適宜内部監査部の人間が出席できる取扱といたします。

これらにより把握した情報については、内部監査部は、適時に監査委員会にその内容を

報告する取扱いといたします。そして、重要事項については、監査委員会より取締役会への報告を徹底するとともに、内部監査部より直接取締役会への報告もできる取扱いといたします。

さらに、上記2の実施状況も内部監査部の監視対象とし、継続的に監視していくことといたします。

また、監視活動を実効性あるものとするために、外部の有識者（法律事務所）との連携を強化してまいります。

加えて、内部監査部が把握した情報について、必要に応じて、適宜 IR 担当執行役・社員へも伝達していくこととし、適切な情報開示がなされることを担保いたします。

以上の措置を現実的かつ効率的に実施するために監査委員会事務局の人員を2名増員します。そして、これらのために必要な関連する社内規程の整備を実施いたします。

5 適時開示体制の問題の改善

(1) 適時開示体制の強化

本件では、株主、投資家、市場関係者への必要な情報の適時開示という観点から情報の開示が不十分、かつ不適切であったことは否めません。

そして、当社において通常の適時開示を行うためのルールを明文化した文書がないことが問題であったと認識しておりますので、適時開示全般に関する詳細な業務手続ルールを制定し、大要を次のとおり、当社の適時開示体制を再構築いたします。

- ① 会社情報の集約部署を経営企画部のみならず、法務部も加え、ダブルチェックを行える体制とします。
- ② 経営企画部及び法務部のいずれも、監査委員会や内部監査部やその他の部署との連携を深め、また、内部通報を取り扱うコンプライアンス事務局（法務部所管）のみならず経営企画部も内部通報による情報にも目を配ることとし、経営企画部がコンプライアンス事務局（法務部）及び内部通報の窓口となっている法律事務所に必要に応じて内部通報の有無や内容等の報告等を求めることができる権限を与え、経営企画部が常に重要な情報を漏らすことなく把握できるようにします（当社の内部通報制度は社内の窓口のほかに、大江橋法律事務所の担当弁護士が社外の窓口となっております。）。
- ③ 情報取扱責任者としての IR 担当執行役は、情報開示にあたり、その判断に迷う場合は、経営企画部のみならず法務部と相談し、その内容に応じて IR 担当執行役が適宜決定する参加者から構成される「適時開示情報検討委員会」を開催し、開示内容の適正性について検討することとし、その旨を定めたルールを制定します。

- ④ 適時開示にあたり、経営企画部長及び法務部長、IR 担当執行役が判断に迷う場合は、IR 担当執行役が大阪証券取引所への事前相談を実施いたします。

(2) 適時開示に関する教育の実施

本件では、適時開示が株主にとって当社の状況を迅速に把握するために重要なツールであり、これを怠ることにより株主が被る不利益が甚大であるという認識が不十分であったことから、当社経営陣（取締役・執行役）がまずもって、この適時開示の重要性及び本件のような不適正な開示の再発防止を徹底する必要性に関する認識を新たにし、経営陣自らが率先して、上場会社として市場に対して重大な責任を負っている旨の認識を全社に徹底させるべく次の改善措置を実施します。特に下記①の研修の実施により、経営陣が具体的にどのような項目・内容を適時開示すべきなのかについて理解を深めることで、当社に発生する事象のうちで、どの部分が株主にとって重要かつ開示すべき事項なのかという点を誤らないようにし、また、株主・投資家のための適切な適時開示の実現の観点から、上記の各改善措置が十分に実施されているかどうか、改善措置をどのように実施運用していくべきかということを検証・検討するための基礎体力を向上させることができるものと考えております。その上で②の措置を実施し、経営陣のみならず、広く従業員への適時開示に関する重要性を周知徹底してまいります。なお、以下の改善措置の実施状況につき、内部監査部がチェックを行うものとします。

- ① 役員、IR 担当社員、内部監査部社員、各部門長に対する東京証券取引所の「会社情報適時開示ガイドブック」や大阪証券取引所の「会社情報適時開示の手引き」等に基づいた社内勉強会を実施します。また、弁護士等外部の専門家を招いて、適時開示に関する教育を実施し、社内の意識改革を図ってまいります。また、外部で行われる適時開示に関するセミナー等にも参加することとします。
- ② 当社代表執行役社長自らが、会社としての適時開示に対する姿勢・方針を明文化した適時開示方針を策定し、取締役会で説明するとともに、社内報、イントラネット等の社内広報ツールへ掲載し、従業員に対する広範な周知徹底を図ることとします。

6 内部通報制度の整備・強化

本件では、問題となる利益相反行為について、内部通報が発覚の端緒となっており、内部通報が機能したと考えます。

今後本件と同様な事象が再発することを防ぐため、上記の改善措置に加え、当社では以下のとおり内部通報制度をさらに整備・強化し、社員が利用しやすい制度といたします。

- ① 現在内部通報を担当するコンプライアンス担当執行役は代表執行役社長が務めてお

- りますが、今後は、代表執行役がコンプライアンス担当執行役にはならない取扱といたします。なお、新たにコンプライアンス担当執行役が選任されるまでの間、コンプライアンス担当執行役の権限は、内部監査部長がこれを執り行うことといたします。
- ② 当社の内部通報制度においては、内部通報の窓口（コンプライアンス事務局・法律事務所）に通報者を特定できる情報について守秘義務を課しており、また、内部通報を行った者につき不利益な取扱をすることを禁止しております。そして、通報者から、そのような不利益取扱を受けている旨の申告があった場合は、コンプライアンス事務局が事実調査を行い、そのような事実が確認された場合、コンプライアンス担当執行役が不利益取扱を行った者に対する処分等を決定することとしております。今後は、内部通報制度をさらに利用しやすくするために、上記のコンプライアンス事務局による事実調査について社外との窓口となっている法律事務所の弁護士とともに行い、適正な調査結果が得られるようにし、また、調査結果及び不利益取扱を行った者に対する処分内容については、取締役会に報告することとします。なお、上記①のとおり、新たなコンプライアンス担当執行役が選任されるまでの間、内部監査部長が権限を行使することに鑑み、上記の処分等の決定については、内部監査部長が処分等の内容を起案し、取締役会で承認を得る取扱といたします。
- ③ 内部通報制度及び特に通報者の保護に関する規定について、社内報、イントラネット等の社内広報ツールへ掲載して周知徹底することといたします。

第4 結語

当社は、本公開買付けに係る本リリースにおいて、不適正な開示を行ったことにより、株主、投資家及び市場関係者の皆様に大変なご迷惑をおかけし、株式市場の信頼を損ねたことについて深く反省しております。

当社としましては、今後、二度とこのような事態が発生しないよう、上記の改善策を実施していく中で、抜本的な経営体制の刷新を行い、さらに今後も継続して、改善措置のさらなる見直しを不断に行い、上場会社としてふさわしい経営を実現し、皆様の信頼回復に全力を尽くしてまいります所存でございます。

以 上